

花菖蒲ノ會会報

十月十三日の評議員会が近づきました。

田中前総長は暫定的な在任の立場で、月刊若木に自説を掲載したり、評議員会議案に資料の添付をするなど、公器を一方的に使用してをります。

今回、花菖蒲ノ會の会報の編集にあたり、統理様のお考へをお聞かせいただいたので、以下に掲載させていただきます。

評議員会が問題解決の最大の機会でありますので、評議員各位には、よろしく現在の本庁に存在する問題点をご理解戴き、解決に向けての意思表明を評議員会において提示いただきたく存じます。

統理様のもとで

神社界の真姿を顕現しよう

◆◆統理様が芦原理事を総長に指名した理由◆◆

1 現在の本庁の状況

神社本庁では、総長の選任について混乱が生じ、訴訟が提起されてゐます。統理様は一日も早く事態が収束し、神社本庁が正常化されることを願ってをられます。

「今生じている問題は、神社本庁内部の問題です。本来、裁判所の力を借りることなく、評議員、役員をはじめとする神社本庁をお支へ頂いてゐる皆様のお力により解決を図るべき問題です。評議員の皆様におかれましては、今生じてゐる混乱の真の原因についてご理解頂きましたうへで神社本庁の正常化のためにご尽力



令和4年
10月7日
第4号

賜りたく、お願い申し上げます。とも仰ってをられます。

今の混乱は、田中前総長が総長を続けたいとの思ひから生じてゐるのでせうが。統理様が、その田中前総長を指名せず、芦原高穂理事を総長に指名した理由ならびに経過は以下の通りです。

2 判決に示された庁務運営上の問題点

(1) 田中前総長を総長に指名するのが不適切と考へられたのは、本年四月二十一日の最高裁決定により確定した神社本庁職員に対する懲戒処分を違法無効とする判決の内容を見て、これまで四期十二年に亘って田中前総長の下で行はれてきた庁務運営の在り方を抜本的に見直す必要があることを痛感されたことによります。

(2) 判決で明らかになった問題点の一つは、情報操作による恣意的な庁務運営です。

判決では、田中前総長から担当職員に対し、百合丘職舎の売却は当該買主の社長に任せなければよい旨が伝えられた事実や、買主側にのみ有利となつてゐる情報を意図的に秘して取引が進められた事実が認定されてゐます。具体的には、神社本庁執行部は、簿価七億六〇〇〇万円の神社本庁の重要な基本財産であつた百合丘職舎の売却に際し、

① 神社本庁側の売買代金の妥当性の根拠としている不動産鑑定書が買主側から提出されたものであること、

② 本件売買の価格より高額の評価をした評価書が別にあり、

③ 買主に資金負担が生じない有利な決裁条件となつてゐること、

③ 即日転売するといふ売買契約の形態となつてゐること等の重要な事項について、常務理事会、役員会、評議員会に秘したまま形だけの承認決議を取り、買主に三〇〇〇万円もの利益が生じる即日転売を可とする契約が締結されてしまったといふ事実が判決で認定されてゐます。

役員や評議員にこれらの事情が正確に伝へられておれば、百合丘職舎が不当に安く売却されることにならなかったことは、間違ひありません。

(3) 判決で明らかになった問題点の二つ目は、**恣意的な業務執行**が田中前総長が掌握する人事権を背景に行はれてきたといふことです。

田中前総長は百合丘職舎の売却が背任的取引であったと指摘した職員につき北白川統理をして懲戒解雇させておりましたが、判決ではその職員が田中前総長らが背任的取引を行ったと信じたことは相当であるとして、この懲戒処分を違法としておます。

田中前総長が北白川統理に、百合丘職舎売却の経緯や職員が背任的取引を考へた根拠などについて正確に伝へておれば、北白川統理が懲戒処分を下すことはなかったことは間違ひありません。

3 田中前総長ではなく芦原理事を総長に指名した理由

(1) このやうに今回の判決が示した事実は、神社本庁内部で**秘密裡に恣意的な庁務運営**が

行はれてきたこと、そしてその恣意的な庁務運営を忠実に進めた職員が有力神社の宮司に処遇されておるのに対し、庁務の適正な執行を図るためにその問題を指摘した職員に對しては厳しい懲戒処分を課するといふ独善的で恣意的な人事権の濫用が現実に行はれてきたといふ事実です。

田中前総長を支持する役員の方々は、五月二十八日の役員会でのご発言からすると、判決文を理解してをられるとは到底思へませんでした。

(2) しかし、**統理様は、評議員の皆様から選挙によって選ばれた神社本庁の代表として、神社本庁の人事や運営の全般について重い責任を負っておることを深く認識してをられます。**

田中前総長に對して過ちを質すことができるのは、評議員会の負託を受けた神社本庁の代表(神社本庁憲章第五十五条第2項)、総長に庁務を命ずる立場(役員規程第四条第1項)、総長を含む神社本庁職員を統督する立場(庁規第四十条第3項)、総長を指導する立場(懲戒規程第一条、第二条第1項)

にある統理以外にはあり得ません。

ですから統理様は、神社本庁の最高責任者として、役員の方の中に判決文の意味を理解できない方がをられるとしても、神社本庁の重要な人事について役員任せの無責任な行動をとることは許されないと考へてをられるのです。

(3) そして神社本庁が今抱へておる問題は、田中前総長の下の十二年間の庁務運営の在り方を根本的に見直し、**遵法性、透明性、公平性の確保**された庁務運営と、誰から見ても偏りのない公平な人事により、**神社本庁の庁務運営の正常化**を図ることです。

情報操作によって恣意的な庁務運営を行ひ、そのことを指摘されたら懲戒処分に付するといふ人事権の濫用を許してきた田中前総長を、最高裁により判決が下された後に次期総長に指名することは、神社本庁の最高責任者として到底できることではないといふのが統理様の御意志です。

4 芦原総長の誠実な対応

統理様は、五月二十八日に

神社本庁の正常な担ひ手として芦原理事を総長に指名された。

五月三十日には、元最高裁判所裁判官の弁護士を含む複数の弁護士から、**神社本庁を所管する文部科学大臣が『議を経て』とは文字通り『審議を経て』の意味であり、議決には拘束力はない**といふ公式見解を採っておることなどを確認されて、「役員会で決議された者を指名しなければ指名は効力を生じない」といふ田中前総長が主張しておる解釈が自分が総長の地位に留まるために作り出した独自の見解に過ぎないとの意見を得て、五月三十一日に芦原理事を新総長とする**指名書を神社本庁に交付**しました。

神社本庁はこの指名書を無効扱ひしましたが、これに對し芦原理事は統理様の指名書を有効なものとして、これに従つて、**宗教法人法第五十三条の規定に基づき代表役員変更の登記申請**の手續を執られました。

芦原理事は、「統理の指名に従ふのは当然」として統理様の指名に忠実に従はれたもの

で、登記の申請も統理様の了承の下に、統理様の実印を押印した指名書も添付のうへで行はれたものでした。

芦原理事は、田中前総長らが主張するやうな不当な行動は何一つ行つてみません(神社本庁の機関誌「若木」に掲載された弁護士の見解は、もつともらしいことを述べてゐるやうですが、結局のところ「後任者が就任する時まで、なほ在任する」との庁規第十三条第1項の規定により田中前総長が今後三年間総長を務めることが正当である、とする田中前総長擁護の意見に過ぎません)。

最後に統理様からは、「評議員の皆様におかれましては、私が田中前総長ではなく、芦原理事を総長に指名された真意をご理解頂き、今のやうな事態となつてをります真の原因につき、ご賢察、ご熟考のうへ、芦原総長をお支へ頂いて神社本庁の正常化にお力をお貸し頂きたく、お願ひ申し上げる次第です。」とのお言葉がありましたことをお伝えさせていただきます。

意見書

落合 偉洲

元神社本庁総務部長
久能山東照宮名誉宮司

1 はじめに

十月六日『デイリー新潮』に掲載された「独占インタビュー 分断危機の『神社本庁』トップが語った『内紛の真実』』といふ田中理事のインタビュー記事を拝読しましたが、庁規第十二条第2項といふ規定の解釈や、神社本庁における統理と総長の関係について、私の考へは変はりません。詳しくは、令和四年八月八日付け「陳述書」においてご説明申し上げたとほりですが、私は、庁規が「議」と「議決」を明確に使ひ分けてをり、庁規第十二条第2項における「議を経て」とは、議決を要するといふ意味ではないといふことを確信してをります。このことは、神社本庁の歴史を紐解けば明らかなことだと考へてみます。

2 「統理一任」の背景

私は、「統理一任」として総長が決められてきた背景には、和を重んじる神社界の精神が表れてゐると考へてみます。すなはち、総長の選任を、総長・副総長候補の次期役員たちの「互選」とすると、総長決定後も対立が残り、ひとつにまとまることのできないからです。

宗教団体の権威たる統理が、総長・副総長候補の次期役員たちの意見を聴いたうへで「指名」という最終的な判断を下すことで、「しこり」なく全会一致で総長を決定することができるのです。

神社本庁が設立されたのは昭和二十一年二月三日です。設立以降、神社本庁内部は、神宮皇學館大學(昭和二十一年三月、GHQによる神道指令により廃学となりましたが、のちに皇學館大學として再興されました。)出身のいはゆる「館友」と國學院大學出身のいはゆる「院友」の二派に分かれてゐました。

この二大勢力は表立って争いをするわけではないものの、「館友」と「院友」のバランスをとることは、神社本庁における重要課題とされてきました。

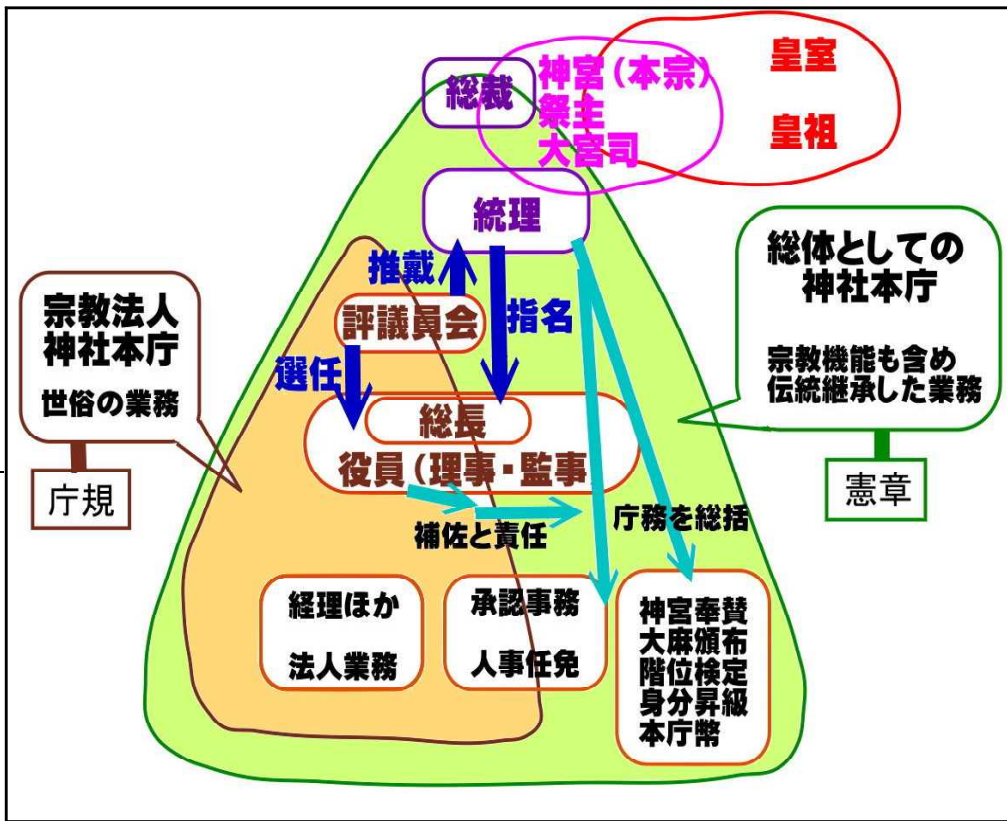
そのため、例へば、総長が「館友」であれば副総長は「院友」とする、「館友」の総長とするやうにするなど、統理の権威のもと、様々な工夫によつてより良い神社本庁の運営を目指してきたのです。

庁規第十二条第2項における「議を経て」が「議決を経て」といふ意味であるとすれば、次期役員互選によつて総長を決定することになりませんが、「館友」と「院友」の対立は避けられなかったこととせう。

「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する。」といふ庁規第十二条第2項の規定は、統理の権威に由来し、その後の庁務運営に「しこり」を残さず神社界をひとつにまとめるための最たる例といへます。

3 総長選任のための議決をしたことがないこと

私が総務部長を務めた八年の間に、総長選任のための臨時役員会において「議決」を



神社本庁の機構 概念図

したことがないことは、すでに述べたとほりです。
田中理事らは、令和元年の臨時役員会でも議決が行われた旨を主張してあるさうですが、統理様はご就任直後であつたため、田中理事らに言はれるがまま、十分な説明を受けることがないままに、議決

に従つたご指名を強いられたのだと思ひます。
今回、統理様が和を重んじて自ら芦原理事を総長にご指名されたといふのは、これまでの神社本庁の歴史に裏付けられた、あるべき姿と考へます。
以上

◆◆解説◆◆

神社本庁の「機構概念図」を描いてみました。

茶色 梓薄茶色の部分が「宗教法人」としての「神社本庁」ですが、緑色 梓薄緑色の総体としての「神社本庁」の一部です。

総長は宗教法人の代表役員ではありませんが、総体としての「神社本庁」においては、統理の指名により統理を役員とともに補佐します。

このことは「神社本庁憲章」に定められてゐます。

総体としての「神社本庁」は、統理の総括のもとで、階位検定や身分の昇級などがなされますが、ここに多数決の理論を持ち込むことはできません。公正無私 of 態度が必要です。それが統理の総括の意義でもあります。

この業務のためにも、多数決の概念を持ち込むことはできないのです。

神社教案よりも神社聯盟案を選択しつつ法人化した、神社本庁設立以来の伝統はここにありまます。それが憲章にも規定されたのです。

花菖蒲の花ことばは
「信頼」「情熱」「心意気」「優雅」
「よい知らせ(信頼できる情報)」
ださうです。
「信頼」できる神社本庁の姿を再構築すべく、「心意気」あるみなさまの力を結集しませう。

ご意見と入会希望者は以下のアドレスにメールでお願いします。

(会報はメール優先します)

hanashobu2605@gmail.com

入会申込必要事項：

- ①花菖蒲ノ會趣旨に賛同します
- ②氏名 ③神社/役職
- ④郵便番号 住所
- ⑤電話番号 ⑥メールアドレス

(メール発信不都合は下記にファクス可)

FAX：03-3668-4097